鳥取県告示第523号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	した年月日	リーころの性類
社会福祉法人こう	訪問入浴介護事業	鳥取市浜坂228-1	平成23年8月24日	訪問入浴介護
ほうえん	所いなば幸朋苑			